

資源物持ち去り行為を禁止する条例の検討について

目的

近年、不燃ごみとして家庭から出されるアルミ缶等の資源物を持ち去る行為が多発しており、市の歳入となる資源が減少するとともに、市民からの苦情が急増している。

窃盗罪などの現行法令では持ち去り行為を規制することは困難であるため、持ち去り行為を規制する条例の制定を目指すもの。

条例検討委員会の設置

条例化については、実効性をあげるために罰則規定についても検討する必要がある。そのため、警察や弁護士などの司法関係者等で構成する「資源物持ち去り防止に関する条例検討委員会」を設置し、現場レベルでの見解や意見等を聴取するもの。

【委員構成】

- ・ 弁護士（元検察官）
- ・ 学識経験者（法律，地域コミュニティ専門）
- ・ 環境活動を行っている地域団体代表
- ・ 福岡県警察本部
- ・ 市関係者

検討スケジュール

平成 26 年度早期の条例施行を目指し、年内に条例骨子をまとめ、次回の環境審議会総会（平成 26 年 1 月開催予定）において、環境政策全般の視点から審議していただく予定。